

障害者虐待防止法施行（2012年10月）の背景と 地域密着型の小規模事業所が果たす役割

—地域型の小規模事業所が今後、障害者の地域生活のカギを握る^{わけ}理由—

近年残念ながら福祉施設も含め障害者の虐待等の報道が後を絶たない状況です。

2012年10月『障害者虐待防止法』が施行されますが、虐待の背景には社会環境により、身近な援護者が孤立した状況、サービス利用等に際して、必ずしも本人のニーズに合ったマネジメントが行われていない場合やまた、援護者にとってはささいなことと思っており虐待をしているという自覚がない場合等もあります。

長く地域密着した活動を行ってきた小規模事業所は、【**第一発見者**】となる場合が想定されます。小規模事業所関係者が、様々な要因が重なり合って発生すること等を更に知ることに【**虐待予防**】の地域関係機関・者として大きな期待がされます。この様なことから今回の研修を企画いたしました。

【講 師】藤村 和静（社福）常成福祉会 専務理事)

【最近の主な活躍状況】

神奈川県立保健福祉大学
実践教育センター 「人権と倫理」他担当講師
国立保健医療科学院 「障害福祉施設の権利擁護」他担当講師
神奈川県障害者虐待防止・権利擁護研修
「障害福祉サービス事業所等管理者コース」担当講師

【日 時】2012年7月28日（土）

10時から12時まで

【会 場】神奈川県社会福祉会館4階 第三、四研修室

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2

TEL(代)045-312-1121(横浜駅から徒歩7分)

【参加費】無料

【申込方法】メール又はFAX

メール：syousakuren@sirius.ocn.ne.jp

FAX: 045(290)0201

【定 員】100名



主催：(特非)

神奈川県障害者地域作業所連絡協議会

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2

TEL 045-290-0501

.....申 込 書 (FAX で申込を行う場合はこの申込書を切らずに送付ください。).....

	氏 名	所 属	地区名 (市町村名)
2012年度障害者小規模 事業所対象研修会 2012年7月28日(土) 『障害者虐待防止法』の 研 修 会			

締切:7月20日(金)ただし、定員なりしだい締切ります。